

土技第 1 4 4 6 号
平成 28 年 3 月 1 日

各課（所）長 殿

土木建築部長
（公印省略）

入札時における「金抜き設計書」の一部提示の試行実施の改定について（通知）

平成 24 年 3 月 25 日付け土技第 1195 号で通知したみだしのことについて、平成 28 年 4 月 1 日以降予算執行伺いの決裁を行う土木建築部発注の営繕工事を除く建設工事（以下、「土木工事」という。）から、下記の通り適用することとしたので通知する。

記

1. 試行実施の対象

土木建築部発注の設計金額が 250 万円以上の土木工事。

ただし、設計金額250万円未満の工事であっても、「発注者が必要と判断する場合」、または「業者から要求があった場合かつ発注者が提示可能と判断した場合」は、提示できることとする。

2. 提示する設計書の範囲

原則として、設計内訳書、一式内訳、1次以下の単価表全てを提示する。

ただし、特別な理由（入札手続きの公平性、透明性確保その他）により、「発注者が必要と判断する場合」は、提示する単価表の次数を制限、または一部の単価表を提示しないことができることとする。

3. 金抜き設計書の記載内容

予定価格の作成に用いた工事設計書の工事区分、工種、種別、細別、規格及び積算要素ごとの数量を明示する積算資料

4. 金抜き設計書の取扱い

建設工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書ではない。発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に参考資料として提示するものである。

5. 金抜き設計書の提示方法

入札時配付資料と同時に提示するものとする。

6. 金抜き設計書に対する質問等

金抜き設計書に対する質問の提出及び質問に対する解答書の閲覧方法は、入札公告等の質問及び回答と同一の手法によるが、入札公告等に対する質問及び回答と金抜き設計書に対する質問及び回答は区別するものとする。

【問合せ先】

技術・建設業課 技術管理班

又吉、喜久里

TEL：098-866-2374

E-mail：aa060119@pref.okinawa.lg.jp